地域医療の確保に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 医師等の確保及び偏在対策について
- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

- (3) 産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。
- (4) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員 及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度 が十分機能するよう実効ある対策を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(5) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に 資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該 制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域 医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図 ること。

(6) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を 行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど 地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格 取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において 必要な措置を講じること。

- (7) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域 医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じる こと。
- 2. 医師偏在対策、医師の働き方改革、地域医療構想等について

医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

- 3. 自治体病院等について
- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置等、十分な措置を講じること。
- (2)病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対し、公立病院と同等の財政支援を講じること。

(4) 新公立病院改革ガイドラインに基づく取組の推進に当たっては、地域医療の確保に支障が生じることのないよう、診療報酬改定や医師確保等の対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、新公立病院改革プランを踏まえて実施する公立病院の再編・ネットワーク化に関する財政措置を延長・拡充すること。

(5)病院の再編統合によって不採算地区病院の対象要件から外れる公立病院 について、再編統合前と同等の財政措置または激変緩和のための経過措置 等を講じること。

4. 救急医療及び周産期医療体制等に係る支援

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても等しく 医療サービスが提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、十分な財 政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた巡回診療ができるよう必要 な措置を講じること。
- (3) 病院救急車を有効活用するため、病院救急車による患者搬送を診療報酬の対象にすること。

5. がん対策について

(1) がんの早期発見に向け、受診率の向上策を強化するとともに、都市自治 体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるなど、がん対 策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任に おいて、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。 また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明 示すること。
- (3)職場等におけるがん検診の受診歴を自治体が把握できる仕組みを構築すること。
- (4) がん患者・経験者に対するアピアランスケアを充実するため、医療ウイッグ等の購入費に対する支援措置を講じること。

6. 感染症対策について

(1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (2) 任意予防接種に対する公費助成制度を創設すること。
- (3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。
- (4) ワクチンの安定供給対策を講じること。

また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。 さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

- (5)風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、 抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。
- (6) 風しんに関する追加的対策については、実施主体となる都市自治体が混 乱なく円滑に事業を遂行できるよう、財源の確保等について特段の配慮を 行うこと。
- (7)季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中学生にも拡大し、安全性及び有効性の高い適切な時期に接種できるよう、 必要な措置を講じること。
- (8) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策の実効性を 確保するため、国の責任において万全の措置を講じること。 また、国民や市町村に対する的確な広報・啓発等を実施すること。
- (9) 結核対策特別促進事業について、補助申請額全額を確保すること。
- (10) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (11) 子宮頸がん予防ワクチンについて、適切な情報提供を行うとともに、疫学的知見に基づくワクチンの安全性を確保し、安心して接種が受けられる 実施体制を早期に整備すること。

また、接種後の健康被害については、救済措置の申請手続きを簡素化し、 誠実かつ早期に救済されるよう、必要な措置を講じること。

7. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・

確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と 財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう 財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

- 8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、 交付対象を拡大すること。また、都市自治体が事業を円滑に実施できるよう、 弾力的な活用を図ること。
- 9. 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、特定不妊治療費助成事業について、対象範囲の拡大や補助額の引上げなど、支援措置を拡充すること。

- 10. 健康増進法に基づく歯周疾患検診事業の対象に妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。
- 11. 健康寿命の定義と算定方法を統一すること。
- 12. 骨髄移植を円滑に推進するため、骨髄ドナー登録者の拡大を図るとともに、骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。
- 13. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度創設を図ること。

- 14. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と 生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策

等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・ 市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者 受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、 情報共有等について必要な措置を講じること。

- (2) 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について
 - 1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防 具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を 構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じて得られた経験等を踏まえ、新興感染症対策も見据えた十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師派遣等の医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- 2) 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる医療機関において、必要な 資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の増員等に要する経費 や風評被害等による減収が発生しているため、新型コロナウイルス感染 症緊急包括支援交付金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立・ 公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公 的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- 4) 一般医療機関における感染拡大を防止し、地域医療を守るため、発熱 初期段階から一般外来と分けて診察する「発熱外来センター」等を広域 行政区域単位等の圏域ごとに配置する制度の創設を図るとともに、発熱 外来において診療する医師に対して財政支援等を講じること。
- 5) 検査または診療を行う医師等の医療従事者が感染した場合や病院等が 休業になった場合の補償制度の創設を検討すること。

また、都市自治体による補償に要する費用について、十分な財政措置 を講じること。

6) 今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、PCR検査 体制を充実強化するとともに、抗原検査等の簡易検査キットの開発・普 及促進を図ることにより、身近な地域で短時間に着実に受けられるよう、 広域的な検査体制の構築等に努めること。

また、検査の結果、入院を要さない軽度の患者を受け入れる療養施設等の整備を支援すること。

7) 感染拡大防止策の中枢を担う保健所について、保健師や臨床検査技師 等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を 講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大によって、機能不全に陥らないよう 関係団体等との協力体制を構築すること。

- 8)治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民や都市自治体に対して十分かつ適切に説明すること。
 - また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。
- 9) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの国民がインフルエンザ予防接種を受けることが重要であることから、国の責任において、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対して、迅速に需要数を確保できるよう、安定供給対策を講じること。
- 10) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないよう、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。
- (3)マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体が実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

さらに、消毒等の衛生管理を委託される事業者等に対して、必要な支援 を講じること。

(4) 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水 際検疫体制を強化すること。 また、外国籍の船舶において検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう必要な体制整備を図ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

また、公共交通機関や大型商業施設での検温やマスク着用の勧奨等の感染防止対策について、事業者に対して引き続き周知・啓発の徹底を図ること。